学校いじめ防止基本方針

令和3年7月改定
鶴岡市立鶴岡第四中学校

目　　次

＜はじめに＞　＜基本理念＞　1
Ⅰ　いじめの問題に対する基本的な考え方
１　用語の定義
(1)「いじめの定義」
(2)「いじめの認知」
(3)「いじめの態様」
２　関係者の役割・基本姿勢　2
(1)学校及び教職員の役割・基本姿勢
(2)保護者の役割･基本姿勢
(3)子どもたちの役割・基本姿勢
３　いじめ問題に取り組むための校内組織　3
(1)いじめ防止対策委員会
(2)いじめ問題対応委員会
４　教育相談体制
(1)相談活動
(2)資料の作成と研修
(3)家庭との連携
(4)外部機関との連携
５　生徒指導体制
(1)連絡・指導体制図
(2)具体的指導　4
６　関係機関との連携
(1)教育委員会との連携
(2)警察署，児童相談所，医療機関との連携
(3)中学校間，ブロック内小学校等との連携

Ⅱ　いじめ防止等のための対策の内容　5
１　いじめを未然に防止するための取組
(1)生徒理解に基づくきめ細かな教育の推進
(2)学校の教育活動全体を通じた道徳教育の推進
(3)学校・家庭・地域における「いのち」の教育の推進
(4)生徒会の主体的な活動の推進
(5)教員等の資質能力の向上　6
(6)PTA組織を生かした取組の推進
２　いじめの早期発見に向けての取組
(1)早期発見のための基本的な考え方
(2)早期発見のための具体的な組織的対応の推進　7
３　いじめの早期解決に向けての取組
(1)いじめ対応の基本的な流れ　8
(2)いじめ発見時の緊急対応
(3)いじめと認知した場合の対応　9

Ⅲ　ネット上のいじめへの対応
１　ネット上のいじめの実態を知る　１０
(1)ネット上のいじめ
(2)ネット上のいじめの類型
２　ネット上のいじめの未然防止　１１
(1)情報モラル指導の徹底と教職員の指導力の向上
(2)家庭，地域，ＰＴＡとの連携
３　早期発見・早期対応
(1)早期発見への取組　１２～１３
(2)早期対応への取組

Ⅳ　重大事態への対応　１４
１　重大事態の定義
２　重大事態への対処

Ⅴ　校内研修の充実
１　校内研修
(1)生徒理解
(2)職員研修

Ⅵ　検証と評価
１　学校評価
２　教職員評価
３　その他

Ⅶ　その他　１５

＜はじめに＞

鶴岡市立鶴岡第四中学校は，次に掲げる基本理念のもと，かけがえのない存在である子どもたち一人一人が，元気で明るく学び，健やかに成長していくこと，また，子どもたちが互いに認め合い，支え合い，高め合う人間関係を築くことができるよう，学校，保護者，地域及び関係機関が互いに信頼関係を構築し，それぞれの役割を自覚して，いじめのない社会の実現に向けて取り組む。

＜基本理念＞

（１）いじめが全ての子どもたちに関係する問題であることから，いじめはどの子どもにも生じうるという認識のもと，全ての子どもが安心して学校生活を送り，様々な活動に取り組むことができるよう，学校の内外を問わず，いじめが行われないようにする。

（２）全ての子どもがいじめを行わず，いじめを認識しながら放置することがないよう，いじめが，いじめられた子どもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて，子どもたちの理解を深め，子ども集団の人権意識を高める。

（３）いじめを受けた子どもの生命・心身を保護することが最も重要であることを認識し，学校，保護者，地域などが各々の役割を自覚し，広く社会全体でいじめの問題に真剣に取り組む。

（４）いじめのない学校や地域を実現するために，学校，保護者，地域及び関係機関が，主体的かつ相互に協力しながら活動し，子どもが自ら安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し，いじめを許さない子ども社会の実現に努める。

鶴岡市立鶴岡第四中学校は，上記の基本理念のもと，次のことを目的とし，国・県・市のいじめ防止基本方針を参考に「鶴岡市立鶴岡第四中学校いじめ防止基本方針」を策定する。

いじめ防止対策推進法（平成２９年３月改定）及び山形県いじめ防止基本方針（平成２９年１１月改定）及び鶴岡市いじめ防止基本方針（平成３１年２月改定）を受け、平成２８年策定された鶴岡第四中学校いじめ防止基本方針を改定し、国と県、市の基本方針を参考にし、学校と生徒の実情に応じ、いじめの未然防止・解決・根絶のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

Ⅰ　いじめの問題に対する基本的な考え方

１　用語の定義

（１）いじめの定義（いじめ防止対策推進法第２条による）

「いじめ」とは，生徒に対して，当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（２）いじめの認知（国のいじめ防止基本方針より）

１　個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つ必要がある。

２　いじめには、多様な態様があることを認識し、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断する際は、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈しない。本人がいじめられていても否定する場合があるので、その生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。いじめられた生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときの生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認する場合もある。

３　いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、学校いじめ防止対策委員会を活用して行う。

４　「物理的な影響」とは、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすること等を意味する。

（３）いじめの態様

ア　冷やかしやからかい，悪口や脅し文句，嫌なことを言われる

イ　仲間はずれ，集団による無視をされる

ウ　軽くぶつかられたり，遊ぶふりをして叩かれたり，蹴られたりする

エ　ひどくぶつかられたり，叩かれたり，蹴られたりする

オ　金品をたかられる

カ　金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする

キ　嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする

ク　パソコンや携帯電話等で，誹謗中傷等の嫌なことをされるなど

２　関係者の役割・基本姿勢

（１）学校及び教職員の役割・基本姿勢

①国のいじめ防止基本方針，山形県いじめ防止基本方針及び鶴岡市いじめ防止基本方針を参考にして，どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や取組の内容等を，「学校いじめ防止基本方針」（以下，「基本方針」という。）として定めるものとする。

ア）基本方針を定めるにあたり，いじめの未然防止，早期対応，認知した場合の対処，関係機関との連携等について，具体的に対応策を示すと同時に，いじめを原因とする不登校の問題やインターネットやメールを介して起こる問題など，いじめに付随して起こり得る問題の未然防止策や対応策についても検討するものとする。

イ）いじめの当事者となり得る生徒に対して，よりよい人間関係の在り方やいじめの根絶に取り組む意識を構築するためにも，基本方針の策定に生徒の考えや意志が反映されるように努める。さらには，問題が発生した場合の解決に向けた対応や取組においては，保護者を始め地域関係者からの協力を得ることが考えられるため，ＰＴＡ組織や保護者会等の考えや意志を反映させた方針を策定するものとする。

ウ）策定された基本方針は，定期的に生徒の実態やＰＴＡや学区民の意見をもとに総点検を行い，改善を図るものとする。

②わかる・できる授業や，一人一人を生かす教育活動の充実，さらには保護者，地域との協力体制の構築を通し，だれもが安心して豊かに生活できる学校づくりに努める。

③いじめはどの学校にもどの学級にもどの子どもにも起こりうることを強く意識し，いじめを未然に防ぎ，いじめが発生した場合は早期に解決できるよう，保護者，地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。

④いじめを絶対に許さないこと，いじめられている子どもを守り抜くことを表明し，管理職のリーダーシップのもと組織的に取り組む。

⑤相談窓口を明示し，生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど，学校組織をあげて生徒一人一人の状況の把握に努める。

⑥教職員は，生徒が主体となっていじめのない学校をつくろうとする意識を育むため，生徒が発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導・支援する。

⑦いじめの解決に向けて外部機関との連携が必要な場合には，警察，児童相談所等の関係機関との連携を積極的に進める。

（２）保護者の役割・基本姿勢

①常に子どもの心情に寄り添いながらその理解に努め，子どもが安心・安定して過ごせるよう愛情をもって育む。

②どの子どももいじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し，いじめに加担しないよう指導に努め，また，日頃からいじめ被害など悩みがあった場合は，周囲の大人に相談するよう働きかける。

③いじめが許されない行為であることを十分認識し，いじめが許されないことや相手を尊重することの大切さを子どもにしっかりと理解させるとともに，いじめの防止等の取組を学校と連携して進める。

④いじめを発見し，または，いじめのおそれがあると思われるときは，速やかに学校，関係機関等に相談または通報する。

（３）子どもたちの役割・基本姿勢

①自己の夢を達成するため，何事にも精一杯取り組むとともに，他者に対しては思いやりの心をもち，自らが主体的にいじめのない関係づくりに努める。

②周囲にいじめがあると思われるときは，当事者に声をかけることや，周囲の人に積極的に相談することなどに努める。

３　いじめ問題に取り組むための校内組織

（１）いじめ防止対策委員会

校長，教頭，生徒指導主事，各学年主任，養護教諭

①学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成の際に中核となる役割

②いじめの疑いや問題行動などに係る情報の収集と記録，共有を行う役割

③指導や支援の体制・対応方針を決定する役割

④保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割

※「学校いじめ基本方針」については学校ＨＰに掲載し，改訂があった場合は速やかに更新する。
また，入学時や年度当初に生徒，保護者，関係機関に説明する機会を設定する。

（２）いじめ問題対応委員会　※重大事態対応

教育委員会と協議のうえ，（１）の組織に加え，鶴岡市いじめ問題対応委員会より必要な人員の派遣を受け設置する。

４　教育相談体制

（１）相談活動

①定期教育相談　第１回　　５月　　日時は、年度当初の年間計画で確認
※ 担任との二者面談
第２回　１１月　　日時は、年度当初の年間計画で確認
※ 担任の面談に加えて、担任以外の教職員を希望し面談可能
※ 事前アンケートの実施，原則部活動単位で計画する。生徒の放課後活動を考慮

②呼び出し相談（指導の必要のある場合に行う関係教員による相談）

③チャンス相談（生徒を観察し、普段と違う表情や行動等を感じたら行う担任による相談）

（２）資料の作成と研修

①生徒理解資料（生徒個票，生徒調査票）

②諸アンケート（長期休業開けアンケート，学期毎アンケート，いじめアンケート）

③生徒理解研修（年度始め）

（３）家庭との連携

①家庭訪問

②学年（学級）懇親会

③学年・学級だより

④電話連絡・相談

（４）外部機関との連携

①教育相談センター（教育相談員）と連携
担任（学年主任）・保護者　→　教頭・生徒指導主事・特支ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ　→　教育相談員

②児童相談所との連携
担任（学年主任）・保護者　→　教頭・生徒指導主事　→　市教委　→　児童相談所

③子ども家庭支援センター
担任（学年主任）　→　教頭・生徒指導主事　→　市教委　→　子ども家庭支援センター

④その他（ＳＣ・ＳＳＷ等）との連携
担任（学年主任）・保護者　→　教頭・生徒指導主事　→　市教委

５　生徒指導体制

（１）連絡・指導体制図

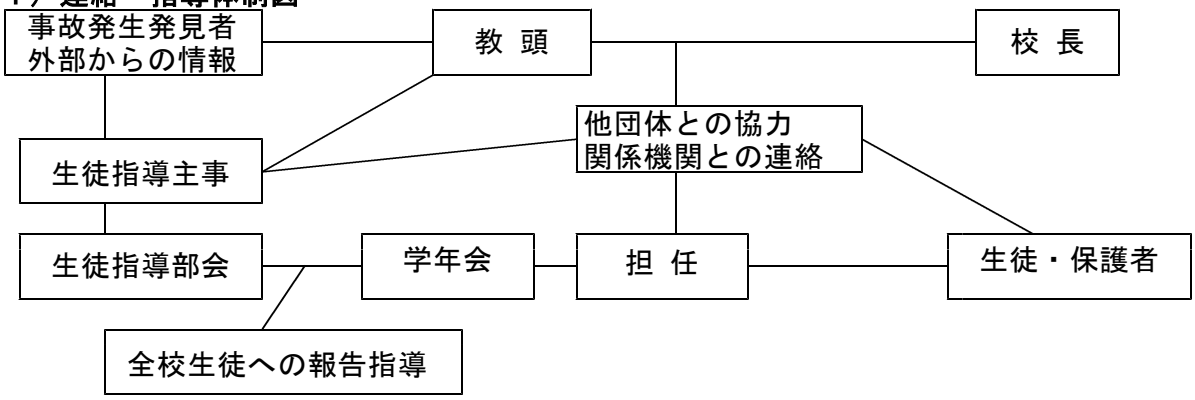

（２）具体的指導

①学年会と生徒指導部の連携を保ちながら，対策指導の中心を学年会に置く。
②複数学年にわたる問題は，当該学年と連携しながら生徒指導部会が指導にあたる。
③全校的な対策と指導は，生徒指導部会であたる。
④指導過程と結果は，連絡用紙（下記参照）で全職員に知らせる（内容によって学年もしくは生徒指導部長が作成）と共に管理職・生徒指導主事に報告する。
⑤関係機関との連携を密にし，問題によっては相談を依頼する。
⑥問題によっては緊急職員会議を開き，共通理解・同一歩調で指導に当たる。
⑦職員がその場にいない場合も考えられるので，緊急時対応についても集会時に生徒へ指導する。（現場待機係，職員室連絡係等）

〈生徒指導連絡用紙〉

報告期日	令和　年　月　日（　）	年　組　番　氏名	
内容		報告者	
○概要（いつ，どこで，だれが，どのようなこと）			
○指導経過			

６　関係機関との連携

（１）教育委員会との連携（教育相談センターや青少年育成センターも含む）

①県教育センターによる支援の活用（市教委を窓口）
◇「２４時間いじめ相談ダイヤル」及び「メールによる相談」等の相談窓口の利用
◇研修会等への講師（指導主事等）依頼
②庄内教育事務所による支援の活用（市教委を窓口）
◇「いじめ解決支援チーム」の活用
◇担当指導主事，青少年指導担当，エリアスクールソーシャルワーカーの活用
◇必要に応じて，弁護士やエリアスクールカウンセラー等の外部専門家の派遣依頼
③鶴岡市教育相談センター（教育相談員）の活用
◇個別検査の実施に関すること
◇不登校・不登校傾向の生徒の実態把握と対応に関すること
◇適応指導教室（おあしす）への入級や対応・支援に関すること
◇いじめ等の問題に関する相談に関すること
④鶴岡市教育委員会学校教育課（指導主事）の活用
◇関係機関との連携の調整（警察，児童相談所，鶴岡市子ども家庭支援センター等）
◇相談窓口の活用
◇いじめ対策等に関わる関係資料、情報の利用
◇研修会等への講師依頼

（２）警察署，児童相談所，医療機関等との連携

関係機関（警察，児童相談所，法務局等）との適切な連携が必要であり，学校警察連絡協議会等を通じ，平素から，関係機関担当者との連絡体制や連絡会議の開催など，情報共有体制を構築しておく。

また，医療機関などの専門機関との連携を図ったり，法務局など，学校以外の相談窓口についても生徒へ適切に周知したりするなど，教育委員会と相談し，関係機関との連携に努める。さらに，いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときや，生徒の生命，身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは，直ちに警察署に通報する。

（３）中学校間，ブロック内小学校等との連携

いじめの問題が他校と関わる場合，関係校と連携し，いじめにかかわる情報を適切に共有して，関係する生徒及びその保護者に対する支援や指導，助言を適切に行っていく。

また，学区内の小学校とは，小学校在籍時のいじめに係る事実について情報収集をきめ細かく行い，確実に引継ぎ，入学後の指導や支援に当たっていけるよう連携の充実を図る。

Ⅱ　いじめ防止等のための対策の内容

１　いじめを未然に防止するための取組

（１）生徒理解に基づくきめ細かな教育の推進

①生徒理解の努力と工夫

ア）日常の会話や観察の他に，生徒の気持ちの変化を捉えられるよう，定期的なアンケート調査，個人面談，生活記録や日記等の手法を取り入れる。

イ）生徒一人一人の状態や学級・学校全体の様子を把握し，よりよい学級集団づくりや学校づくりを進めるため，ＱＵを活用する。

ウ）気になる生徒の情報等については，担任等が一人で抱え込むことなく，校長のリーダーシップのもと，組織として対応できる体制を整えておく。

エ）管理職をはじめ，教職員の「危機管理能力」を高める研修を通して，資質・能力を高める。

これらの努力や工夫により，教育活動全体を通じて個々の生徒理解に基づいた適切な指導・支援を組織的に行うことで，生徒一人一人が安全に安心して過ごせる学校づくりを推進する。

②個々の生徒の人間関係を踏まえた生徒理解と学級指導の充実

日常の行動観察や生活記録，他者との関わり，ＱＵやアンケート調査等の結果から把握した生徒の実態を総合的に分析し，一人一人の気持ちの有り様をきめ細かく捉えていく。また，その背景となることを理解するために必要な事柄を学校組織として共有し，適切な指導・支援に結びつけることで，一人一人の心の安定，学級内の生徒が安心して過ごせる学級づくりを推進する。

さらに，生徒一人一人が自分及び他者を大切にし，お互いの良さを認め合い，互いに信頼し合って生活できる集団づくりやコミュニケーション能力の育成を，教育活動全体を通じて行うことにより，いじめの未然防止につなげることができる人間関係を構築していく。

（２）学校の教育活動全体を通じた道徳教育の推進

生徒の豊かな情操と道徳心を培い，自分の存在と他人の存在を等しく認め，互いの人格を尊重し合える態度など，心の通う人間関係を構築するための素地を養うことが，いじめの防止につながることを踏まえ，すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等を推進する。

校長のリーダーシップのもと，道徳教育推進体制を整備し，学校教育全体を通じた道徳教育全体計画・道徳教育年間指導計画の活用と改善を推進していく。また，道徳教育の要となる道徳の時間においては，特に生命尊重や思いやりの気持ちを育み，望ましい人間関係を実現しようとする道徳的実践力を高めていく。

（３）学校・家庭・地域における「いのち」の教育の推進

①学校における系統的な「いのち」の教育の実践

教育活動全体を通じて，「かけがえのない生命の尊さ」と「人と人のかかわり」や「自らの生き方」の理解につながる教育活動を推進する。

②家庭における「いのち」の教育の実践

各家庭においては，親子の温かいかかわりを通じて「愛されている」「認められている」等，生徒の自尊感情を高めるとともに，身近な動植物とのふれあいから子どもの発達段階に応じ，生命の尊さについて理解が進むよう働きかけていく。

③地域における「いのち」の教育の実践

各地域においては，各家庭・学校との連携・協働を推進し，様々な交流活動等の充実により，自他を尊重する思いやりの心を育てるとともに「人とかかわる楽しさ」や「人のために役立つ喜び」を実感させる。また，各地域における子どもの見守り活動等を通じ，子どもたちが安全に，安心して生活できる地域づくりを，各家庭・学校とともに推進していく。

（４）生徒会の主体的な活動の推進

生徒が一丸となって「いじめをしない，させない，許さない」学校を創っていこうという気概をもつことが大切である。「いじめは人間として許されない行為である」「いじめを見て見ぬふりをすることもいじめを助長することにつながる」等，生徒のいじめに対する理解を深めるとともに，いじめの防止等に資する生徒の自主的な企画及び運営による活動を促進していく。生徒会の活動において，挨拶や言葉遣い，時間の遵守など，校内生活のきまりや心得の大切さを子どもたちが共有し高め合う集団づくりに努め，生徒の自己有用感や自己肯定感を育てる教育の推進を図る。また，生徒による自発的ないじめ防止の取り組みを促すため，生徒の自主的な企画，運営によるさまざまな活動を促進し，リーダー研修会等で話し合われたことを，本校の活動にも積極的に活かしていく。

〇田川地区中学校リーダー研修会における「いじめゼロ宣言」の実践

（５）教員等の資質能力の向上

①生徒指導に関わる資質・能力の向上

生徒指導を十分に機能させるため，自己存在感を与え，共感的人間関係を育成し，自己決定の場を与え，自己の可能性の開発を援助することに留意した指導を，教育活動全体を通じて行う。また，個々の生徒への配慮等，深い生徒理解に基づく指導・支援等を行う。その中で，生徒たちの人間関係を慎重に見抜く危機意識，すなわち「いじめの芽」に気づく洞察力を高め，発覚したいじめについて確実に解消していくため「いじめの根っこ」を改善する指導の在り方や，いじめの未然防止に向けた学級経営等について，校内外における研修機会等を活用し，教職員の資質向上に取り組む。

②特別支援教育，生徒指導に係る研修会や講座の実施

通常学級に在籍し，発達障がいが疑われる生徒の割合が，増加傾向にある。こうした障がいの特性により，人間関係の構築の困難さやこだわりの強さなどによるトラブルが発生する場合がある。それが，いじめなどの問題の原因となり，集団や対人に対する不適応や不登校等の問題に発展することが心配される。このような状況に適切に対応し，生徒への支援・指導ができるよう，教員の資質・能力のさらなる向上が求められている。そのためにも，下記のような各種講座等に積極的に参加し，研修を重ねていく必要がある。

〇鶴岡市特別支援教育講座　〇鶴岡市教育講演会　〇鶴岡市夏季研修講座

（６）ＰＴＡ組織を生かした取組の推進

①学校・家庭・地域の連携の推進

学校・家庭・地域のそれぞれに関わるＰＴＡは，家庭内はもとより，地域において生徒の健全育成のための関係団体の中核となり，きめ細かく生徒を見守ることができる立場にある。また，保護者同士のネットワークを活用していじめに関する情報の収集に努め，得られた情報は速やかに学校に伝えるなど，学校と情報を共有しながらいじめ防止に努めていく。

②家庭教育での取組

保護者は，子の教育について第一義的な責任を有するものであり，家庭教育の中で生徒の規範意識を養い，いじめは決して許されないことであることを，生徒の意識に植え付ける必要がある。また，ＰＴＡ組織を通して，教育の原点である家庭教育についての保護者の意識啓発を図るとともに，研修機会を充実させていく。

③学校とＰＴＡが連携したネットトラブルに対する取組

ＰＴＡや関係機関と連携の上，携帯電話やスマートフォン等のインターネットやメール利用に関する研修会を開催するなど，ＳＮＳ（ソーシャルネットワーキングサービス）を通じて行われるいじめやトラブルを防ぐため，情報モラル教育の充実を図るほか，家庭におけるルールづくり等の取組の重要性など，保護者への啓発の推進に努める。

２　いじめの早期発見に向けての取組

（１）早期発見のための基本的な考え方

いじめがあることが確認された場合，いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を最優先に確保する。その上で，いじめたとされる生徒や周囲の生徒に対して事実を確認し，適切に指導を進める等，迅速かつ組織的に行う。さらに，家庭や教育委員会への連絡相談や，事案に応じ関係機関との連携が必要である。

教職員は普段より，いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておくことが必要であり，学校における組織的な対応を可能とするような体制を整備しておくことが大切である。

①見えるいじめを見逃さない努力と工夫

いじめには遊びやふざけあいを装って，言葉による攻撃や軽くたたいたり蹴ったりなどの暴言・暴力等を伴って行われる比較的目に見えやすいいじめがある。このような目に見えるいじめ，もしくはいじめの芽と思われる行為を発見した場合，その場でその行為をやめさせる。さらに，いじめられている生徒の話をよく聴くことが重要である。その際，いじめられている側の生徒は，加害側の生徒との人間関係により，いじめられていることを否定することもあることを忘れてはならない。加害生徒とのこれまでの人間関係を確認し，被害生徒の心情に寄り添って傾聴することが重要である。

②見えにくいいじめに気づく努力と工夫

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり，ＳＮＳを通じて行われたりするなど，大人が気づきにくい形で行われることを認識する。いじめられている生徒の発するサインがたとえ小さくても，いじめではないかとの疑いを持って，いじめられた生徒の心に寄り添いながら声をかけ，生徒の人間関係をつぶさに把握しながら積極的に確認していく。

また，教職員は早い段階から複数で関わり，いじめと疑われる行為を見て見ぬふりをして軽視することは絶対にあってはならない。

③いじめの早期発見のための対応と取組

〇いじめに対する認識

＊いじめはどの学校でも，どの子どもにも起こり得る問題

〇いじめを許さない学校と学級づくり

＊生徒と保護者に対し姿勢を明確に示す

〇校内生徒指導体制・教育相談体制の再点検

＊いじめの早期発見・早期対応を実現するため，実情に応じた適切な点検項目に基づく定期的な点検を実施し，点検結果を踏まえた取組の充実と改善を図る。

＊「いじめ問題への取組点検表」（県教育委員会）による点検の実施

＊「いじめ問題への取組の徹底について」

〇実態把握のためのアンケート等の実施

＊県教育委員会から示されている様式による年２回（６月頃・１１月頃）の実施

＊生徒指導定期調査　第１期（７月），２期（１２月）の報告に結果を反映

＊本校独自の様式による「心のアンケート」や「生活アンケート」等を実施

〇いじめ発見のチェックリストの活用と個別相談の実施

＊県様式や市様式等を参考にして，教職員用と保護者用を作成し配布

＊生徒・教職員・保護者アンケートの情報収集・情報共有

アンケートと併用しながら意図的・計画的に実態把握を実施

必要に応じて生徒の希望する教職員からの聞き取りを実施

〇相談窓口（連絡先）の提供

〇生徒会を中心とした自主的な取組

〇計画的・組織的な校内巡視の実施（組織体制を工夫して生徒を見守る時間を増やす）

（２）早期発見のための具体的な組織的対応の推進

①学校教職員の情報ネットワークの強化

いじめの芽を発見した際には，その情報をいじめの防止に関わる校内組織（学年会，生徒指導部会）に報告し，全教職員で情報を共有する。いじめに関わる生徒の言動を複数の教職員の目で確認し，未然防止や早期発見につなげていく。

また，いじめ発見のチェックリスト等を活用し，生徒や学級の状況把握に努める。気になる状況については担任等が一人で抱え込むことなく，校内組織（学年会，生徒指導部会）に必ず報告・相談し，組織的に対応する。

②学校・家庭・地域の情報ネットワークづくり

発見したいじめの芽については，学校から家庭にも連絡し，校内での対応策を伝えた上で，各家庭からも指導に協力していただくよう努める。また，定期的に校内のいじめに関する状況等の情報を家庭や地域に知らせていくことに加え，保護者対象にいじめに関するアンケートを実施し，家庭と連携して生徒を見守り，いじめの早期発見に向けたネットワークづくりを行う。

③生徒や保護者が相談しやすい環境づくり

ア）生活記録等の活用

生活の記録や個人ノート等を活用し，交友関係や悩みを把握したり，複数の教職員により，休み時間や放課後の雑談の中などで生徒の様子に目を配る。併せて，教育相談等の機会を活用し，日頃から相談しやすい環境づくりに努める。また，様々な方法で生徒の気持ちや思いを聞き出し，指導・支援する際に，教員の思いや考えを受け入れてもらえるよう，生徒との信頼関係の構築と指導体制・相談体制の充実を図る。

イ）定期的ないじめの実態を把握するアンケートの実施

定期的ないじめ実態を把握するアンケートなどにより，声に出せない声を積極的に拾い上げる機会を設定する。アンケートの実施にあたっては，周囲を気にせず記入できるよう，質問内容を工夫したり、記名を自由にするなどの配慮を行う。また，アンケート調査により短期的ないじめに関する学級内の実態や推移を把握した上で，個別面談等により事実関係をさらに詳しく聴き取っていく。

ウ）相談窓口の設置と周知

生徒及びその保護者に，学校の相談窓口の他，県教育委員会の相談ダイヤル・メール相談窓口，鶴岡市教育委員会や鶴岡市教育相談センターの相談窓口等，いつでも誰でも相談できる体制があることを周知し，一人で悩まず声に出していくことが大切であることを啓発する。

３　いじめの早期解決に向けての取組

＜基本的対応＞

〇いじめの発見・通報を受けたときには，特定の教職員が抱え込まず，速やかに関係機関を活用し，全教職員の共通理解の下，組織的に対応する。

◯被害生徒を守り通すとともに，加害生徒に対しては，当該生徒の人格の成長に主眼を置き，教育的配慮の下，毅然とした態度で指導する。
◯教育委員会に報告するとともに，事案の内容によっては，児童相談所や警察等の関係機関とも連携の上対処する。

（１）いじめ対応の基本的な流れ

いじめの認知に向け，日頃からアンケート調査・個別面談等により，正確な実態把握に努める。また，いじめを認知した場合，躊躇なく**いじめ防止対策委員会**を招集し，校長のリーダーシップのもと，組織的に事案の対応にあたる。また，校長は事実確認の結果について，責任を持って教育委員会に報告するとともに，被害・加害生徒の保護者に連絡する。

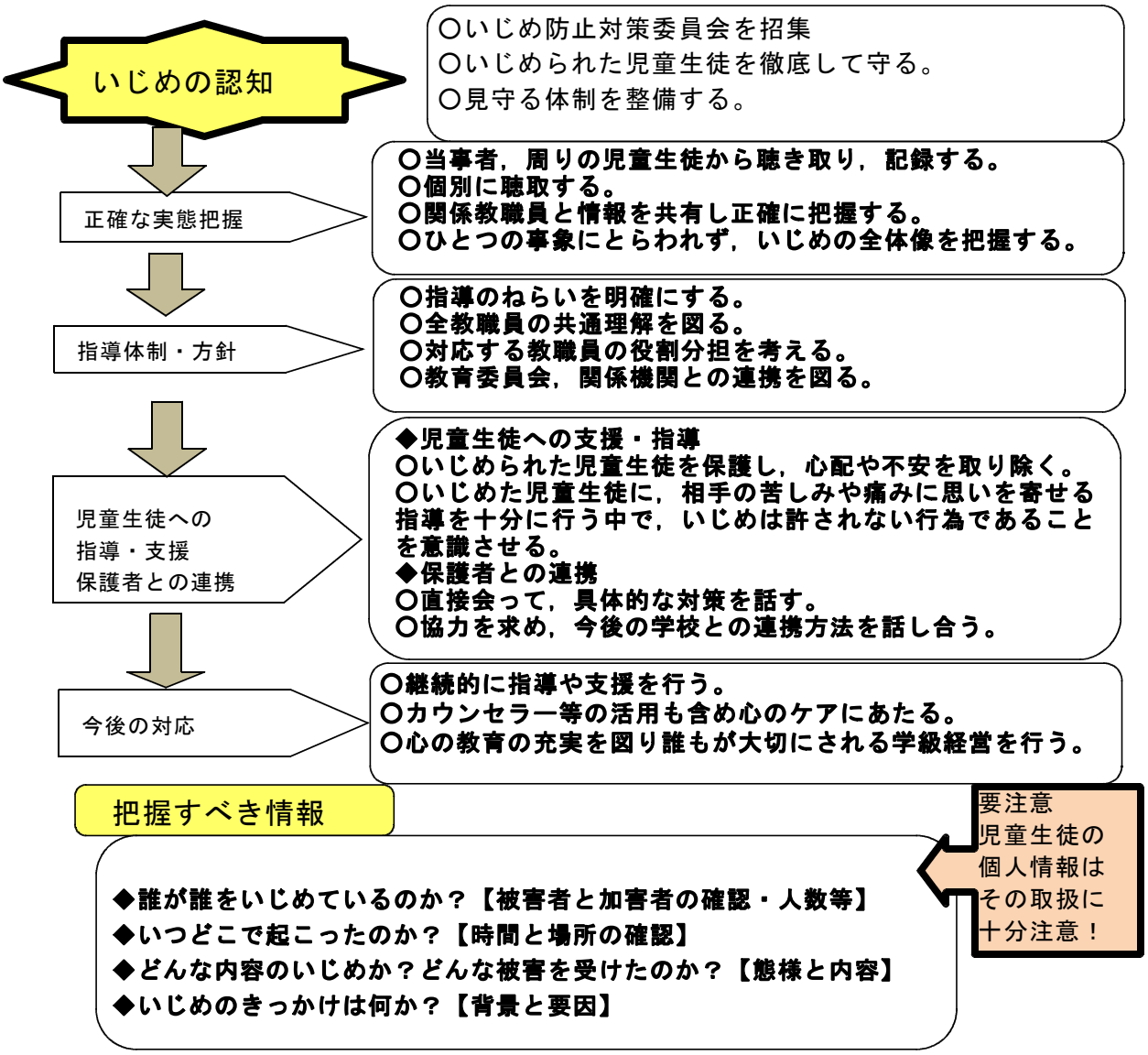

※ 正確な事実関係を迅速に把握するために，複数の教職員で対応する。

（２）いじめ発見時の緊急対応

発見・通報を受けた場合には，特定の教職員で抱えこまず，速やかに「いじめ防止対策委員会」を設置し，組織的に対応する。速やかにいじめの正確な事実確認を行い，情報を共有するとともに，校長のリーダーシップのもと，指導体制や指導方針を決定する。

その際，いじめられた生徒から事実関係の聴取を行う際，「いじめられている生徒にも責任がある」という考え方はあってはならず，「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝える

等，いじめられた生徒の自尊感情を損なわないよう留意する。また，生徒の個人情報の取扱い等，プライバシーにも十分に留意し，以後の対応を行う。

（３）いじめと認知した場合の対応

①被害生徒及びその保護者への対応

ア）いじめを認知した際の対応

いじめを認知した際は，家庭訪問等により，直ちに（同日）保護者へ事実関係を伝える。いじめられた生徒やその保護者に対し，徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え，できる限り不安を除去するとともに，事態の状況に応じて，複数の教職員の協力のもと，当該生徒の見守りを行う等，いじめられた生徒の安全を確保する。

イ）いじめられた生徒への対応

いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員，家族，地域の人等）と連携し，いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう，必要に応じていじめた生徒を別室において指導する等，いじめられた生徒が落ち着いて生活できる環境の確保を図る。さらに，状況に応じて，スクールカウンセラー等の心理や福祉等の専門家，教員・警察官経験者など外部専門家の協力を要請する。

ウ）いじめられた生徒の保護者への対応

保護者の心情に配慮しながら誠意をもって対応する。事実関係を正確に説明し，誤解を招かないようにする。保護者の訴えを共感的態度で傾聴し，これまでの指導で不十分な点があれば謝罪する。学校で安心して生活できるようにすることを約束するとともに，具体的な対応と経過については，今後継続して連絡を取り合う中で説明することを伝える。

エ）自死につながる可能性がある場合の対応

生徒が自死をほのめかすなど，自死につながる可能性がある場合，「ＴＡＬＫの原則」

Tell：心配していることを伝える　Ask：自死願望について尋ねる

Listen：気持ちを傾聴する　Keep safe：安全の確保

に基づき，チーム対応による長期のケアを行う。いじめが解決した後もきめ細かく経過観察を行い，関係する生徒への対応をていねいに行うなどして，いじめの再発防止に努める。

②加害生徒及びその保護者への対応

ア）いじめを認知した際の対応

いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い，いじめがあったことが確認された場合，いじめた生徒に対しては，教育的配慮のもと，毅然とした態度で指導する。その際，謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく，社会性の向上等，生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

また，いじめた生徒に対しては，複数の教職員が連携し，必要に応じて心理や福祉等の専門家，教員・警察官経験者など外部の専門家に協力を求めるなど，組織的にいじめをやめさせ，その再発を防止する。さらに，事実関係を確認したら迅速に保護者に連絡し，事実に対する保護者の理解や納得を得た上で，連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに，継続的な助言を行う。

イ）いじめた生徒への対応

いじめた生徒への指導にあたっては，いじめは人格を傷つけ，生命，心身又は財産を脅かす行為であることを理解させ，自らの行為の不適切さや責任を自覚させる。なお，いじめた生徒が抱える問題など，いじめの背景にも目を向け，当該生徒の安心・安全，健全な人格の発達に配慮する。生徒の個人情報の取扱い等，プライバシーには十分に留意して以後の対応に努める。いじめの状況に応じて，心理的な孤立感・疎外感を与えないよう，一定の教育的配慮のもと，特別の指導計画による指導のほか，警察との連携による措置も含め毅然とした対応をする。

教育上必要があると認めるときは，学校教育法第１１条の規定に基づき，生徒に対して懲戒を加えることも検討する。ただし，いじめには様々な要因があることに鑑み，懲戒を加える際には，主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく，教育的な配慮を十分に行い，いじめた生徒が自ら行為の悪質性を理解し，健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。また，状況に応じて，学校教育法第３５条の規定に基づき，出席停止制度の活用について教育委員会と協議する。

ウ）いじめた生徒の保護者への対応

子どもが同じことを繰り返さないようにするため，家庭と連携して子どもを育てていく姿勢で保護者に対応する。保護者を責めたり，事実の解明を迫ったりせず，保護者が孤立感をもたないようにすることにも配慮する。

また，保護者が自分の子どもの正当性を主張したり，いじめられている子どもに非があると考えたりする場合には，保護者の思いを受け止めながら，「いじめは許されないことであり，

学校として毅然とした態度で取り組む」ことに理解が得られるよう丁寧に対応する。必要に応じて，複数の教職員で対応に当たる。

③集団へのはたらきかけ

ア）生徒に対する指導

いじめを見ていた生徒に対しても，自分の問題として捉えさせる。「いじめは命や居場所を脅かすものであり，いじめられた側も，いじめた側も，その双方の家庭をも不幸せにするものであり，人間として絶対に許されないものである」という認識を，一人一人の生徒に徹底して指導する。たとえ，いじめを止めさせることはできなくても，誰かに知らせることが必要であることを理解させ，いじめを傍観することは，いじめを助長することになり，許されない行為であるという自覚を促す。また，はやしたてるなど同調していた生徒に対しては，それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお，学級や学年全体で話し合うなど，いじめは絶対に許されない行為であり，根絶しようという意識が高まるよう指導する。

イ）保護者に対する啓発指導

状況によっては，ＰＴＡ役員，教育委員会等との連携を図り，保護者へ説明する。その際，個人情報の取扱いに留意しつつ，事案の概要や今後の対応方針等を説明し協力を求める。

④継続した指導体制の確立

いじめの解決とは，いじめた生徒によるいじめられた生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく，いじめられた生徒といじめた生徒をはじめとする他の生徒との関係の修復を経て，当事者や周囲を含む集団が，好ましい学校生活や学級活動を取り戻し，新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。

このため，本校におけるいじめ防止対策委員会において，いじめの解決に向けた指導方針や指導体制を確認し，全ての生徒が，集団の一員として，互いを尊重し，認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。

Ⅲ　ネット上のいじめへの対応

１　ネット上のいじめの実態を知る

（１）ネット上のいじめ

ネット上のいじめとは，携帯電話・スマートフォンやパソコン，ゲーム機や音楽再生機等を通じて，インターネット上のウェブサイトの掲示版などに，特定の生徒の悪口や誹謗中傷を書き込んだり，画像や動画を掲載したり，メールを送ったりするなどの方法により，いじめを行うものである。ネット上のいじめには，次のような特徴がある。

①不特定多数の者から，絶え間なく誹謗中傷が行われ，被害が短期間で極めて深刻なものとなる。

②インターネットのもつ匿名性から，安易に誹謗中傷の書き込みが行われるため，生徒が簡単に被害者にも加害者にもなる。

③インターネット上に掲載された個人情報や画像等は，情報の加工が容易にできることから，誹謗中傷の対象として悪用されやすい。また，インターネット上に一度流出した個人情報は，回収することが困難になるとともに，不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。

④保護者や教職員などの身近な大人が，生徒の携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。また，生徒の利用している掲示板などを詳細に確認することが困難なため，実態を把握することが難しい。

このようなネット上のいじめについても，他のいじめと同様に決して許されるものではなく，学校においてもネット上のいじめの特徴を理解した上で，早期発見・早期対応に向けた取組を行っていく必要がある。

（２）ネット上のいじめの類型

ネット上のいじめには様々なものがあるが，手段や内容に着目して，次のように類型化できる。実際のネット上のいじめは，これらに分類したそれぞれの要素を複合的に含んでいる場合も多くある。

①掲示板・ブログ・プロフでのネット上のいじめの事例

ア）掲示板・ブログ・プロフへの誹謗中傷の書き込みや個人情報の無断掲載

イ）特定の生徒になりすましてインターネット上で活動を行う

②メールでのネット上のいじめの事例

ア）メールを用いた特定の生徒に対する誹謗中傷

イ）「チェーンメール」や「なりすましメール」による悪口や誹謗中傷

③ＳＮＳを利用したネット上のいじめの事例

ア）ＳＮＳを利用しての誹謗中傷の書き込みや画像や動画の送信

イ）ＳＮＳのネットワークのグループ内で「仲間はずれ」を行う

④その他

口こみサイトやオンラインゲーム上のチャットで，個人情報の書き込み，画像の投稿等がある。掲載された個人情報は，情報の加工が容易にできることから，さらに誹謗中傷の対象として悪用されやすい。今後もネット上のいじめは，インターネットの使い方の変化や新しいシステムやサービスなどの出現などにより，新たな形態のいじめが生じることが考えられる。

２　ネット上のいじめの未然防止

（１）情報モラル指導の徹底と教職員の指導力の向上

①教科活動等における生徒に対する指導の充実

生徒の発達段階に応じた教科，特別活動，総合的な学習の時間等を活用しての情報モラル教育の充実に向け，学校体制による意図的，計画的な指導を行う。

②生徒及び保護者に対する啓発

生徒及び保護者が，インターネットを通じて行われるいじめを防止し，効果的に対処することができるよう，警察署や庄内教育事務所の青少年指導員，教育委員会の指導主事等による「インターネットの不適切な使用による危険性」について理解を深めるための研修会や講演会を実施し，啓発の充実を図る。

③教職員の指導力の向上

教職員が，インターネット上のいじめの現状などの理解を深めるとともに，トラブルが発生した場合の対応を迅速，確実に行うことができるようにするため，警察署や庄内教育事務所の青少年指導員，教育委員会の指導主事等による，啓発や研修会等を行うよう努める。

（２）家庭，地域，ＰＴＡとの連携

ネット上のいじめについては，学校の取組だけではなく，家庭や地域が連携・協力し，未然防止や，早期発見・早期対応へ向けた取組を行っていく必要がある。そのため，生徒のＩＴ機器の使用状況等について調査し，インターネット利用の実態を周知し，それに伴う危険性等について啓発していく。

①学校の取組と連携

保護者会や地域懇談会等の機会を捉えて，校内における情報モラルに関する指導状況や生徒のインターネット利用状況等について，家庭・地域に情報提供を行い，連携してネット上のいじめの未然防止と，早期発見・早期対応に向けた情報共有や相談活動への協力を求めていく。

②家庭の取組と連携

家庭において，子どものインターネット利用状況を把握し，ニュースや新聞記事等からネット上のいじめやインターネットの利用について話題にするなど，日頃から子どもと話し合う機会を設けるよう努めていく。また，子どもの発達段階に応じてインターネットの利用に関して家庭におけるルールづくりを行うとともに，携帯電話やゲーム機等にフィルタリングをかけ，制限していくこと等についてもよく話し合う。このようなペアレンタルコントロールにより，生徒がネット上のいじめにおいて被害者にも加害者にもならないよう努めていく。

◆ペアレンタルコントロール
悪影響を及ぼす恐れがある映像ソフト・ゲームソフト・ウエブサイトなどを，子どもが閲覧・利用できないよう，保護者が行う制限。またその機能及びそのような機能を提供するサービスのこと。携帯電話の利用制限を含むこともある。「パレンタルコントロール」「ペアレンタルロック」「パレンタルロック」ともいう。

◆ペアレンタルコントロールの例
ⅰ）家庭内で情報通信機器利用の約束を決める。
ⅱ）保護者による継続的な見守りを行う。
ⅲ）危険性の教育を行う。
ⅳ）フィルタリングの設定を行う。
ⅴ）表情を見ながらの対話を重視することなどを教える。
上記ⅰ）～ⅴ）等により，子どもの発達段階に応じて，情報社会との関わり方を順序立てて教えていく。

③ＰＴＡの取組と連携

ＰＴＡにおいては，研修会のテーマにネット上のいじめに関することを取り上げたり，学

級・学年懇談会において話題にしたり，独自のアンケートを行い，広報紙により啓発する等の活動を通じてネット上のいじめの未然防止に向けた活動を推進していく。

３　早期発見・早期対応

（１）早期発見への取組

①「ネット上のいじめ」のサインをキャッチするポイント

ネット上のいじめも，現実の人間関係が強く反映されている場合が多くある。したがって，現実での人間関係をしっかり把握することが，ネット上のいじめの発見にもつながる。そのため，トラブルに巻き込まれた生徒が見せる小さな変化やサインを見逃さず，生徒の心に寄り添いながら声をかけ，いじめの芽に気づく努力が必要である。

本校においては，日常からの生徒理解と行動観察による情報の蓄積に加え，いじめ発見のチェックリストやアンケート調査・個別面談等により実態把握に努める。

②「ネット上のいじめ」についての相談体制の整備

ネット上のいじめは，もともとその把握が難しいため，被害を受けている本人が気づかないところで進行する場合もある。そのため，学校では，インターネットを利用している生徒が，自分自身もしくは身近な友だちへのネット上のいじめを発見した際，どのように対応すればよいかを含め，日頃から相談しやすい関係づくりを築いておくと同時に，学校の相談窓口以外に，県や市の関係機関の窓口や相談ダイヤル等を周知しておくことが必要である。

③学校・家庭・地域，ＰＴＡによる情報収集

早期発見の観点から，市及び学校，ＰＴＡ，地域等が連携し，ネットパトロール等を実施できるようにすることを検討する。また，保護者の協力などにより，気になる情報については，学校と共有しながら即座に対応する体制を整備する。インターネット上で，生徒のいじめにつながる恐れのある書き込みが認められた場合は，情報を組織的に共有するとともに，積極的に関係機関の指導，助言を受けながら対応する。

◆ネットパトロール

学校非公式サイトやブログ，プロフ等に，誹謗・中傷の書き込みが行われ，ネット上のいじめ等が起こっていないか，チェックすることを「ネットパトロール」と呼ぶ。

◆ネットパトロールの具体的な方法

ⅰ）google や yahoo などの検索エンジンを利用し，「学校名（略称など）」「地域」「掲示板」などのキーワードを組み合わせて検索する。

ⅱ）無料掲示板やＳＮＳなどで学校別掲示板を探す。

ⅲ）非公式掲示板検索サイト（学校裏サイトチェッカー等）を利用する。

ⅳ）検索によりヒットしたサイトのリンク先をさらに同様の方法で検索する。

④その他

生徒が悩みを抱え込まないよう，法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など，関係機関の取組についても周知を図る。パスワード付きサイトやＳＮＳ，携帯電話・スマートフォン等のメールを利用したいじめなどについては，より大人の目に触れにくく，発見しにくい。このため校内における情報モラル教育を進めるとともに，保護者にも学年・学級懇談会，学校だより等で積極的に理解を求めていく。

（２）早期対応への取組

インターネット上の不適切な書き込みや画像・動画の掲載等については，被害の拡大を避けるため，迅速かつ徹底的に削除する措置をとる。特に名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合，管理者やプロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。
こうした措置をとるに当たり，必要に応じて法務局に協力を求める。なお，生徒の生命，身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは，直ちに警察署に通報し，適切な支援を求める。

①掲示板への不適切な書き込みや画像・動画の掲載への対応

ア）ネット上のいじめの発見，生徒・保護者等からの相談

ネット上のいじめの事案は，生徒や保護者からの相談，生徒の様子の変化から把握する場合が考えられる。したがって，生徒が出すいじめの芽を見逃さず，ネット上のいじめに対応していく。

イ）書き込み内容や掲載内容の確認

生徒・保護者等から誹謗中傷等の書き込みや画像・動画等の掲載についての相談があった場合，まず，その内容を確認する。その際，書き込みや掲載のあった掲示板のＵＲＬ，不適切なメール等を記録するとともに，書き込みや掲載内容をプリントアウトする

などして，内容を保存するようにする。携帯電話での誹謗中傷の場合は，プリントアウトが困難なため，デジタルカメラで撮影するなどして内容を保存する。

ウ）掲示板等の管理者への削除依頼

メールにより，掲示板等の管理者へ削除依頼を行う。なお，削除依頼の方法は，それぞれの掲示板等によって異なるので，事前に「利用規約」等に書かれている削除依頼方法を確認する。削除依頼を行う場合は，個人のパソコンやメールアドレスは使わず，学校のパソコンやメールアドレスから行う。また，削除依頼を行うメールについて，個人の所属・氏名などは記載しない。掲示板等の管理者に，個人情報を悪用されることなどがないよう注意する。

エ）掲示板等のプロバイダへの削除依頼

掲示板等の管理者に削除依頼しても削除されない場合や，管理者の連絡先が不明な場合などは，プロバイダ（掲示板サービス提供会社等）へ削除依頼を行う。

オ）削除依頼しても削除されない場合

管理者やプロバイダへの削除依頼をしても削除されない場合には，削除が必要なＵＲＬや書き込みＮｏ．などの記載がなかったために，削除されないことがあるので，送信した削除依頼メールに不備がなかったか内容を確認する。不備があった場合には，必要な情報を追加し，削除依頼メールを再送する。それでも削除されない場合は，警察署や法務局に相談するなどして，対応方法を検討する。

②警察との連携

ネット上のいじめの問題に対し適切に対応していくため，市教委や学校警察連絡協議会と連携し対応する。

③法務局との連携

学校で解決できないなど，困難な場合は，法務局に相談して対応する。

④生徒への指導のポイント

生徒がネット上のいじめの被害者や加害者とならないために，次のポイントを踏まえ指導を行う。

ア）掲示板やメール等を用いて誹謗中傷の書き込みを行ったり，他人の個人情報や画像等を勝手に掲載したりすることは，法律に違反する行為（刑法第２３０条「名誉毀損」，第２３１条「侮辱」など）であり，決して許される行為ではないこと。

イ）掲示板等への書き込みなどは，匿名で行うことができるが，調べれば書き込みや画像・動画の掲載を行った個人は特定されること。書き込み等が悪質な場合などは，犯罪となり，警察に検挙される場合もあること。また，掲示板等への書き込みが原因で，傷害や殺人などの重大犯罪につながる場合もあること。

ウ）掲示板やメール等を含め，インターネットを利用する際には，利用のマナーがあり，それらをしっかりと守ることにより，自らもインターネットのリスクを回避することにつながること。

⑤チェーンメール等への対応　　※ 同じ内容を不特定多数の人に転送するよう求めるメール

メール中に，「このメールを〇〇人に転送してください」というような内容が書かれているものは，すべてチェーンメールである。生徒には，以下のような内容を踏まえ，チェーンメールが送られてきても削除して構わないことを指導する。

ア）携帯電話やパソコンからのメールは，誰に転送したかもしくは転送しなかったかについて，第三者が知ることは通常の方法ではできない。

イ）チェーンメールの内容は架空の内容であり，チェーンメールを転送しないことで，不幸になったり，危害を加えられたりすることはない。

ウ）チェーンメールを転送すると，受け取った人は迷惑し，友人関係を損ねる可能性もあるので，絶対に転送しないこと。また，チェーンメールの内容に，特定の個人を誹謗中傷する内容が含まれているものを転送した場合，自分自身もネット上のいじめの加害者となる。

エ）チェーンメールを送ってきた人に対して，抗議のメールを送るなどの行動は，トラブルの原因にもなるため，行わないようにする。

オ）チェーンメールに書かれている電話番号やメールアドレス等は，メールの内容とは無関係であり，こちらから連絡しない。

カ）チェーンメールに書かれているウェブサイトのアドレスにはアクセスしないこと。出会い系サイトやアダルト系サイトなど大変危険なサイトにつながる場合がある。

Ⅳ　重大事態への対処

１　重大事態の定義

①いじめにより生徒等の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
②いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席する（年間３０日を目安とし，一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合

※生徒や保護者から「いじめにより重大事態に至った」という申し立てがあった場合には、十分な調査等を実施した上でいじめを起因とする重大事態か否かを判断する。

２　重大事態への対処

（１）重大事態が発生したと判断した場合は，市教委に速やかに報告する。
（２）市教委と協議の上，当該事案に対処する**「いじめ問題対応委員会」**を設置する。
（３）上記組織を中心として，事実関係を明確にするための調査を実施するとともに，関係諸機関との適切に連携する。
（４）調査の際，アンケートを実施する場合は，その旨を調査対象の生徒や保護者に説明する等の措置を行う。
（５）上記調査結果については，いじめを受けた生徒及び保護者に対し，事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
（６）情報の共有及び提供にあたっては，他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど，関係者の個人情報に十分配慮する。

Ⅴ　校内研修の充実

１　校内研修

（１）生徒理解

①生徒理解研修を定期的に行い，生徒個々についての理解を深める。
②教育講話や講演会を実施し，ルールやマナーの確認と興味や好奇心と犯罪についてのつながりを理解させる。
③教育相談を定期的に実施し，生徒の声を聞く時間を設けると共にいつでも相談できる環境をつくる。
④生徒の良い面を職員室で話題にし，日頃から生徒の情報が交換できる職員室づくりに努める。
⑤生徒指導便りを発行し，家庭や地域に協力をお願いしながら，多くの目で生徒を見守る手立てをとる。

（２）職員研修例（ネット関連，非行・事故防止等）等

①生徒理解研修会
②事例研究、指導上の問題検討など
③問題行動防止講話

Ⅵ　検証と評価　（いじめ防止対策推進法　第３４条）

１　学校評価

（１）学校評価の目的を踏まえ，いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく，問題を隠さず，その実態把握や対応が促されるよう，生徒，保護者，地域の状況を十分踏まえて，具体的な取組状況を評価し，評価結果を踏まえその改善に取り組む。
（２）いじめ防止対策委員会は，いじめ基本方針の策定や見直し，いじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかの点検や，いじめの対処がうまくいっていないケースの検証，必要に応じた計画の見直しなど，学校のいじめ防止の取組についてＰＤＣＡサイクルで検証を行うこと。

２　教職員評価

（１）いじめの有無やその多寡を評価するのではなく，日頃からの生徒の理解，未然防止や早期発見，いじめが発生した際の問題を隠さず，迅速かつ適切な対応，組織的な取組等をしているかどうか評価する。
（２）学級の実態に基づく評価結果を踏まえ，その改善に取り組んでいるかどうか評価する。

Ⅶ　その他

１　基本方針の見直しに関すること

　市や市教委の基本方針見直し及び変更等を勘案し，いじめ防止基本方針の総点検を行い，必要があると認められたときは，その結果に基づいて改訂の措置を講じる。

２　学校や地域におけるいじめ問題対策につながる心を育む活動

（１）ボランティア活動
　＊小真木原公園清掃（第１学年）
　＊ＰＴＡとの環境整備活動　～花いっぱい活動～

（２）生徒会活動
　＊地域の夏祭りや除雪活動への参加
　＊校内ボランティア活動
　＊募金活動

（３）キャリア教育
　＊職場体験（第３学年）